

第6回「第2期磯子区地域福祉保健計画」策定委員会 次第 (第2期スイッチON磯子策定委員会)

日時：平成23年1月25日(火) 16:00～17:30

会場：磯子区役所 701号会議室

● あいさつ

● 議 題

1 第2期計画策定の経過と今後のスケジュールについて 資料1

2 第2期磯子区地域福祉保健計画の確定について 資料2

(1) 第2期計画「確定版」について

(2) 第2期計画「案」から「確定版」にかけての主な変更点について

3 第2期計画の推進組織と補助制度について 資料3

4 地域支えあい事業の今後の進め方について 資料4

5 その他

<資 料>

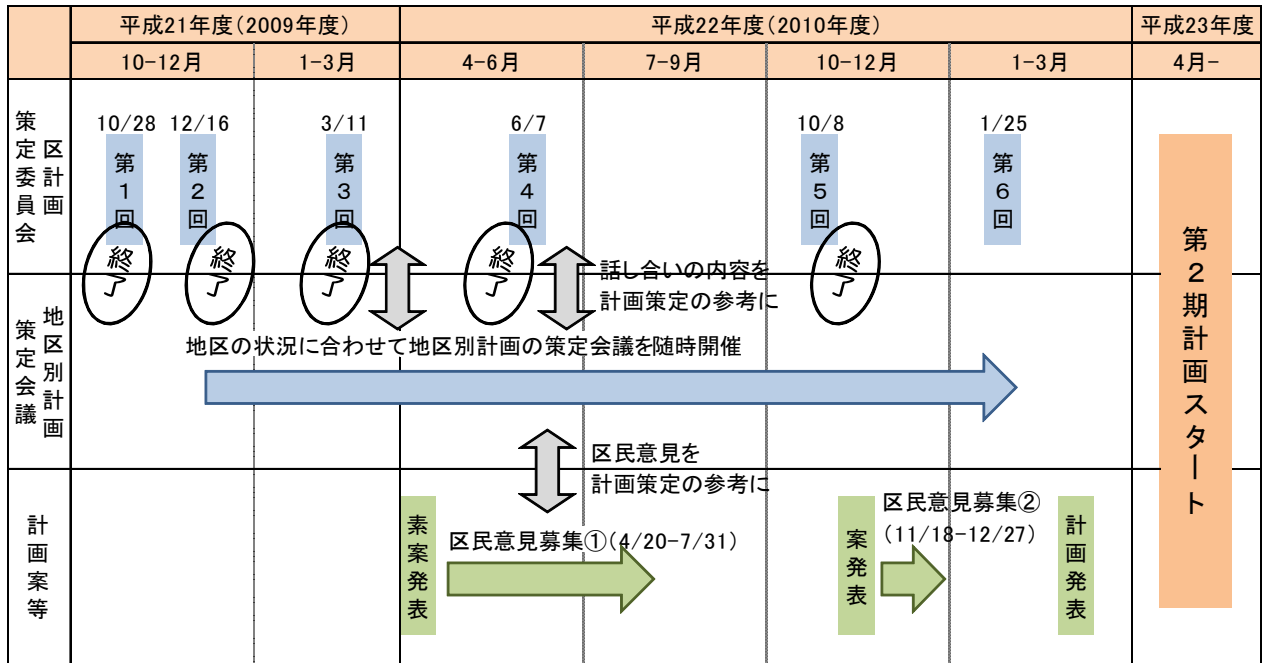
- ・ 第2期磯子区地域福祉保健計画策定委員会名簿 資料5
- ・ 第2期磯子区地域福祉保健計画策定委員会事務局名簿 資料6
- ・ 磯子区地域福祉保健計画策定委員会設置要綱 資料7

<別添資料>

- ・ スイッチON磯子Ⅱ「確定版」(案)
- ・ スイッチON磯子Ⅱ「計画案」へのご意見等



1 第 2 期計画策定の経過と今後のスケジュールについて



◆ これまでの計画策定の経過

日 程	内 容
平成 21 年 10 月 28 日 (水)	第 1 回「区計画」策定委員会を開催 ・第 1 期計画の振り返り、第 2 期計画の方向性等について
平成 21 年 12 月 16 日 (水)	第 2 回「区計画」策定委員会を開催 ・第 2 期計画策定に向けて検討する具体的事項について
平成 22 年 1 月 18 日 (月)	磯子区連合町内会長会 ・中間報告書を説明し、自治会町内会長へ配付
平成 22 年 1 月 20 日 (水)	磯子区保健活動推進員会正副会長会 ・中間報告書の説明・配付
平成 22 年 2 月 9 日 (火)	磯子区民生委員児童委員協議会定例会 磯子区体育指導委員協議会正副会長会 磯子区青少年指導員協議会常任委員会 ・中間報告の説明・配付
平成 22 年 2 月 25 日 (木)	地域支えあい事業関係者連絡会を開催 ・地域支えあい事業のあり方と第 2 期計画の関連等について
平成 22 年 3 月 11 日 (木)	第 3 回「区計画」策定委員会を開催 ・第 2 期磯子区地域福祉保健計画「素案」の確定
平成 22 年 4 月 19 日 (月)	磯子区連合町内会長会にて「素案」を説明 磯子区選出議員(市会・県会)へ「素案」を説明

日 程	内 容
平成 22 年 4 月 20 日 (火)	第 2 期磯子区地域福祉保健計画「素案」を発表し、7 月末まで区民意見・提案を募集
平成 22 年 5 月 1 日 (土)	広報よこはま磯子区版 5 月号配布開始 ・「素案」の特集記事を掲載
平成 22 年 6 月 7 日 (月)	第 4 回「区計画」策定委員会を開催 ・第 2 期計画における補助金制度について ・地区別計画案の作成について
平成 22 年 7 月 31 日 (土)	「素案」の意見募集終了 (合計 35 件)
平成 22 年 10 月 8 日 (金)	第 5 回「区計画」策定委員会を開催 ・第 2 期磯子区地域福祉保健計画「案」の確定
平成 22 年 11 月 17 日 (水)	磯子区連合町内会長会にて「計画案」を説明 磯子区議員団会議にて「計画案」を説明 磯子区保健活動推進員会へ「計画案」を配付
平成 22 年 11 月 18 日 (木)	第 2 期磯子区地域福祉保健計画「案」を発表し、区民意見・提案を募集
平成 22 年 12 月 1 日 (水)	磯子区民生委員児童委員協議会へ「計画案」を配付 (民生委員委嘱式にて)
平成 22 年 12 月 14 日 (火)	磯子区青少年指導員協議会 (地区正副会長のみ) へ「計画案」を配付
平成 22 年 12 月 27 日 (月)	「計画案」の意見募集終了 (合計 19 件)
平成 23 年 1 月 17 日 (月)	磯子区連合町内会長会にて「計画案へのご意見等」を紹介 (単位自治会町内会へ配付)

◆ 今後の計画策定の進め方 (事務局案)

日 程	内 容
平成 23 年 1 月 25 日 (火)	第 6 回「区計画」策定委員会を開催 ・第 2 期磯子区地域福祉保健計画の確定 ・第 2 期計画の推進組織と補助制度について ・地域支えあい事業の今後の進め方について
※平成 23 年 2 月 9 日 (水)	※「確定計画」原稿を印刷業者へ入稿【提出期限】
平成 23 年 3 月 17 日 (木)	磯子区連合町内会長会にて「確定計画」を説明
平成 23 年 3 月 18 日 (金)	第 2 期磯子区地域福祉保健計画を発表
平成 23 年 4 月 1 日～	第 2 期磯子区地域福祉保健計画を開始

2 第2期磯子区地域福祉保健計画の確定について

(1) 第2期計画「確定版」について

平成21年10月に設置した本策定委員会や各地区での検討内容を中心に、平成22年4月に発表した「計画素案」や平成22年11月に発表した「計画案」へのご意見等を参考にして第2期計画「確定版」を作成しました。

本日の策定委員会でご承認をいただいた後、必要に応じて事務的な調整を加えて、今後、区民の方々に周知していきたいと考えています。

ア 配布対象者

区民の皆様

イ 発表予定日

平成23年3月18日（金）

※3月17日（木）に磯子区連合町内会長会にて説明し、その翌日に記者発表を行う予定です。

ウ 周知方法（予定）

- ・連合町内会長会を通じて自治会町内会へ配付（3月）
- ・委嘱委員等へ配付（3月～）
- ・区内公共施設にて配布（3月～）
- ・磯子区ホームページへの掲載（3月～）
- ・スイッチON磯子「まめ通信」への掲載（3月～）
- ・広報よこはま磯子区版への掲載（5月～）

エ 意見募集結果

- ・募集期間 平成22年11月18日（木）～12月27日（月）
- ・募集結果 合計19件（別添資料のとおり）

(2) 第2期計画「案」から「確定版」にかけての主な変更点について

確定版 ページ	計画案から確定版への追加・変更内容	追加・変更の考え方
表紙	中段の梅さんの吹き出し「2025年、団塊世代が後期高齢者に！」を「2025年、団塊世代が75歳以上に！」へ変更しました。	現時点では実施時期等が明らかではありませんが、後期高齢者医療制度については、廃止・新制度移行の議論がなされているので、「後期高齢者」の用語を使用しないこととしました。
表紙裏	坂本区長挨拶、三浦会長挨拶を掲載しました。	—
P.9	「3各地区の地区別計画の推進組織について」の箇所へ、各地区の組織名称を記載しました。	—
P.10-27	①地図に電車の駅名を掲載しました。 ②地区内の主な施設の基準日を「平成23年2月現在」としました。 ③各地区の写真を掲載しました。	—
P.29	①上笹下地域ケアプラザの電話番号・FAX番号が決定したので加筆しました。 ②末尾の「上笹下地域ケアプラザは～」の一文を削除しました。	—
裏表紙	①梅さんのプロフィールを追加しました。 ②広告を掲載しました(業種:行政書士事務所、所在地:都筑区)。	広告掲載事業者の選定は、本市で広告業務を所管する共創推進事業本部の定める手続きに沿って行いました。

3 第2期計画の推進組織と補助制度について

本計画の策定にあたっては、平成21年10月の第1回策定委員会から、計画内容の検討と並行して、“推進組織”と“補助金交付方法”の検討を行ってまいりました。

これまでの間、各地区の皆様からは、それぞれの地区の経緯、考え方、体制等を教えていただきありがとうございました。推進組織と補助金交付方法は相互に関連しており、とても難しい問題であると改めて勉強させていただきましたが、第2期計画の開始が目前に迫っていますので、一定の整理をさせていただくことをご理解ください。

(1) 推進組織について

各地区の推進組織につきましては、各地区の皆様に変更していただき、別添資料の『計画・確定版9ページ』のとおりとなりました。

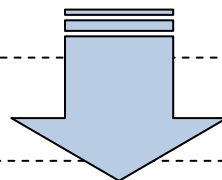
(2) 新しい補助制度について

新しい補助制度については、既に各地区の皆様にも事前説明させていただいたとおりですが、その際にも様々なご意見をいただきました。

制度を見直すことには不安を感じることもあるかと思いますが、今一度見直しの背景や狙いを共有していただき、ご理解いただけますようお願いいたします。

見直しの背景

- ・第1期計画では区役所が補助上限額を“世帯数等による按分”にて定めていたため、一方的に補助金が交付される印象が強く、活動の担い手の方々から負担感があるとのこと指摘をいただいていたこと。（「予算がくるから事業を行っていた」という声も聞きました。）
- ・地区連合単位での活動を行う補助金という印象が強く、一部の役員の方々から負担が集中していたこと。
- ・第2期計画策定にあたり、「少子高齢化がますます進展する社会を迎えるにあたり、身近な地域での福祉保健活動が大切ではないか」という議論を進めてきたこと。



見直しによる狙い

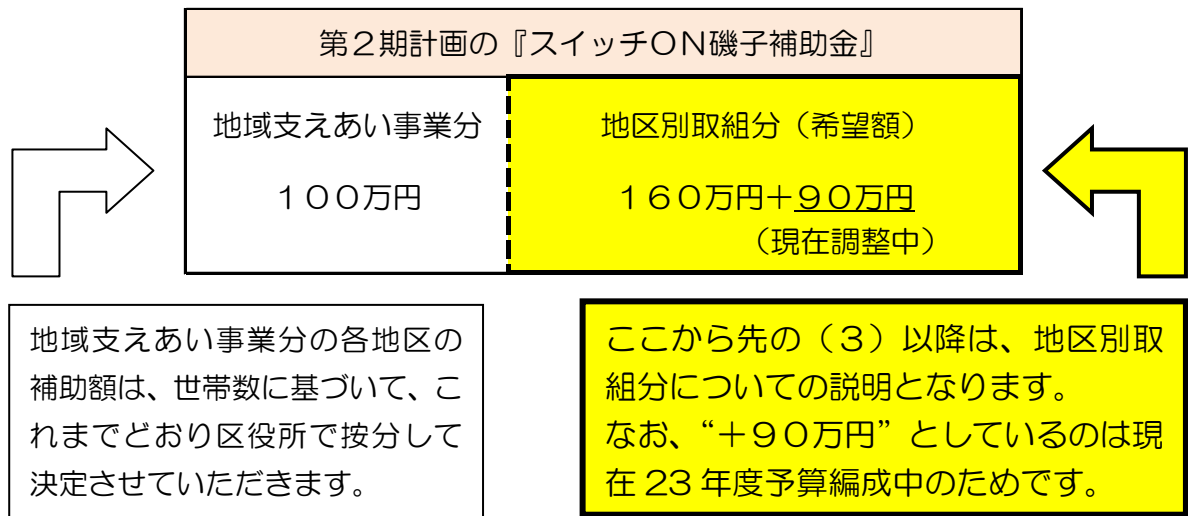
- ・各地区の希望に応じて補助金を交付すること。
- ・身近な地域の代表である単位自治会町内会の活動を尊重した補助制度とすること。
- ・単位自治会町内会の活動を尊重することで、地区連合エリアで活躍されている一部の役員の方々の負担を軽減すること。

第2期磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子Ⅱ」の新しい補助制度について

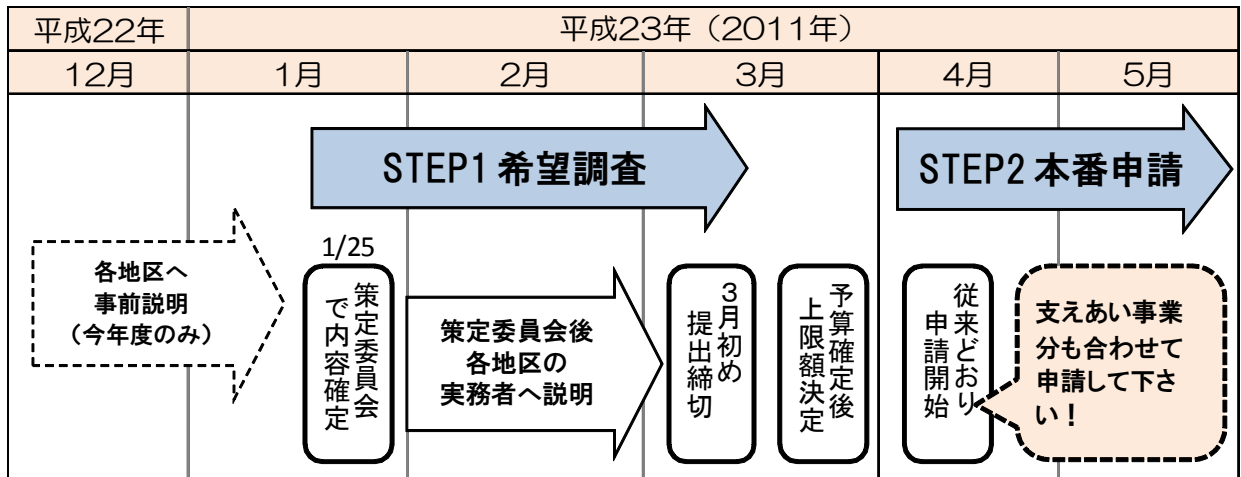
(1) まず初めに

地域福祉保健計画の推進にあたっては、区役所の補助金と区社協の活動資金が活用できますが、ここでは、区役所の補助金（所管：福祉保健課運営企画係、名称：スイッチON磯子補助金）についてご説明します。

(2) スイッチON磯子補助金の概要

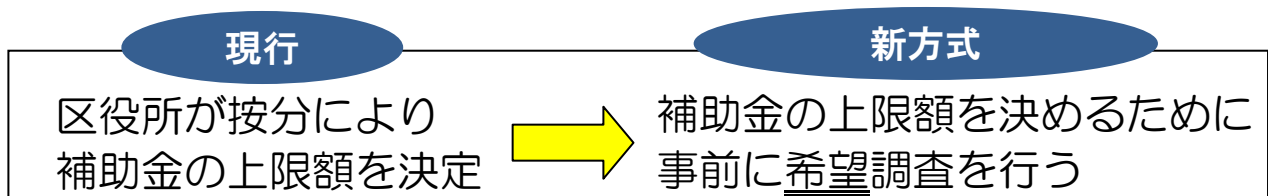


(3) スイッチON磯子補助金の新しい手続きの流れ



※平成23年度の補助金額の決定は、平成23年度予算が横浜市会において議決されることが条件となります。
※予算が議決されるまでは決定いたしません。

(4) 新しい補助制度の概要



(5) 新方式の流れ

STEP 1	希望調査	事前に希望調査を行い、各地区への <u>補助金の上限額</u> を決めます。
STEP 2	本番申請	これまでどおり、地区毎に補助金を申請していただきます。


ここから、STEP1・希望調査

(6) 希望調査書の提出方法

希望調査

- ①初めに、単位自治会町内会 から スイッチON磯子の地区推進組織へ
(または地区連合・地区社協) <様式は資料3-6を使います>
- ②次に、スイッチON磯子の地区推進組織 から 区役所福祉保健課へ
<様式は資料3-7を使います>

※基本は上記①→②の流れ〔単位→推進組織→区役所〕を想定していますが、地区の実情に応じて、上記②の手続きだけ〔推進組織→区役所〕で区役所へ希望調査書を提出していただいても構いません。

※スイッチON磯子の推進組織とは、 具体的には次のいずれかの組織です。

- ・地区スイッチON磯子推進委員会
- ・地区社会福祉協議会
- ・地区連合

【補 足】

- ① 補助金を希望する単位自治会町内会（または地区連合・地区社協）は、スイッチON磯子の各地区の推進組織へ実施を検討している事業を提出します。複数の自治会町内会が共同事業を実施する場合は、幹事となる自治会町内会が提出します。
なお、スイッチON磯子の地区推進組織として事業を検討している場合は、この手続きは地区推進組織が行います。
- ② スイッチON磯子の各地区推進組織で地区内の希望を取りまとめていただき、区役所福祉保健課へ希望調査書を提出していただきます。

(7) 希望調査を行う事業の内容

希望調査

- ア 補助額は1事業50,000円（＝1口50,000円）を目安とします。
- イ 対象事業は第2期計画の地区別計画を推進する事業とします。
- ウ 地域支えあい事業の上乗せとして応募することも可能です。

【補 足】

- ア 手続きを簡素にし、身近な地域の福祉保健活動を応援するという考えのもと、“1事業50,000円”という単位で希望調査手続きを行います。
- イ 第2期計画の地区別計画内容から大きくかけ離れている事業が提出された場合、希望調査対象事業としない旨を事務局から連絡させていただくこともあります。
- ウ 地域支えあい事業をより充実させるために、地区別取組分の補助金を活用することも可能です。

(8) 補助金の上限額の決定方法

希望調査

- ア 応募すれば必ず交付される“基準枠（基準事業数）”を各地区の世帯数に応じて設定します。
- イ 応募事業数が予算を超えた場合は、基準事業数を除いた応募事業数に対して一律に調整を行い、各地区の補助金の上限額を決定します。

【補 足】

- ア これまでの補助実績（＝世帯数按分）から次の事業数を“基準事業数”とします。

根岸	2事業	滝頭	4事業	岡村	2事業
磯子	3事業	汐見台	2事業	屏風ヶ浦	6事業
杉田	5事業	上笹下連合	3事業	洋光台	5事業

基準枠内であっても、応募しない場合には補助金は交付されません。

- イ 応募数が予算を超えた場合は、予算内に収まるよう一律に調整（削減）させていただきます。

【注】希望調査の手続きは、あくまで区役所が“補助金の上限額”を定めるための手続きです。

ここから、STEP2・本番申請

(9) 補助金申請の仕組み

本番申請

- ア 申請者は「スイッチON磯子の地区推進組織」とします。
- イ STEP1 の希望調査により決定した補助金の上限額の範囲内で補助金申請をしていただきます。
- ウ 補助金の上限額の範囲内であっても、希望調査の内容からの大幅な変更は認められません（地区別計画を推進する内容であれば、多少の変更はかまいません）。

【補 足】

ウ 地区内で調整が取れば、希望調査で4事業決定した地区が、補助金申請にあたり、3事業で申請しても、4事業で申請しても、5事業で申請しても構いません。

ただし、希望調査における内容から大きくかけ離れている場合は、申請を受け付けることができない場合があります。

ここから、STEP1・2 共通

(10) 様式について

- ・希望調査で用いる“希望調査書”は、資料3-6~3-7です。
- ・本番申請で用いる“補助金交付申請書”は、資料3-8~3-12です。

【補 足】

書類作成の負担をできるだけ少なくするために、

- ・希望調査の書類は、簡単な様式としました。
- ・本番申請の書類は、磯子区社会福祉協議会のふれあい助成金申請書に形式を合わせる予定です。

(11) 各地区の補助金額のイメージ（注：あくまでイメージです）

これまでの説明内容を具体的な金額にすると次のようなイメージとなります

地区名	23年度補助上限額(予定)				《参考》 22年度 補助上限額 (円) [策定会議分除く]
	地域支えあい 事業分 (※概算額)	地区別取組分		合計(円)	
		基準枠 (基準事業数×5万円)	+●円		
根岸	80,000	100,000		180,000 + ●	226,000
滝頭	119,000	200,000		319,000 + ●	353,000
岡村	70,000	100,000		170,000 + ●	197,000
磯子	105,000	150,000		255,000 + ●	326,000
汐見台	58,000	100,000		158,000 + ●	171,000
屏風ヶ浦	159,000	300,000		459,000 + ●	497,000
杉田	144,000	250,000		394,000 + ●	429,000
上笹下連合	87,000	150,000		237,000 + ●	276,000
洋光台	142,000	250,000		392,000 + ●	443,000

希望しない場合は、申請する必要ありません。

・予算編成中なので総額は未定です。
・各地区の希望により決定する部分です。

第1号様式の1 (第4条)



平成 年度 磯子区スイッチON磯子事業補助金 希望調査書 (個別事業用)

(提出先)

団 体 名 _____

代表者氏名 _____

第2期磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子II」の取組として次の事業を検討しているため、補助金上限額決定のために希望調査書を提出します。

■次の項目に記入または該当する番号に丸をつけてください。

1	事業名	
2	主な対象者	①高齢者 ②障害児・者 ③子ども・青少年 ④住民全般 ⑤その他 []
3	活動の範囲	①ひとつの自治会町内会の範囲 ②いくつかの自治会町内会の範囲 ③地区連合の範囲
4	第2期計画の位置づけ	①地域の支えあいの推進 ②災害に備えた要援護者の地域でのサポート体制づくりの推進 ③その他 []
5	具体的な取組内容	

【注意】

この書類は、各地区への“補助金の上限額”を定めるために事前に調査することを目的としています。よって、この書類で提出された事業そのものが補助金交付対象となるか否かを区役所が決定することはありません。

第1号様式の2 (第4条)



平成 年度 磯子区スイッチON磯子事業補助金
希望調査書 (集計用)

平成 年 月 日

磯子区福祉保健課長

地区推進組織名 _____

代表者氏名 _____

第2期磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子II」の補助金上限額の決定のため、実施を検討している事業について希望調査書を提出します。

1 応募事業数

合計 _____ 事業 _____

2 実施検討事業

添付書類のとおり

<添付書類>

1 磯子区スイッチON磯子事業補助金希望調査書 (個別事業用)

第1号様式(第7条)

平成 年度 磯子区スイッチON磯子事業補助金 交付申請書



平成 年 月 日

磯子区長

磯子区スイッチON磯子事業補助金交付要綱の規定に基づき補助金を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

団体名		ふりがな	
		代表者氏名	
代表者住所			
補助金交付 申請額	円		

磯子区スイッチON磯子事業補助金 内訳表

(単位:円)

No.	事業名	補助金申請額	事業支出合計額	備考
1	地域支えあい事業			
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
	地区推進組織運営費			
	合 計	円	円	

[添付書類]

- ・ 磯子区スイッチON磯子事業実施計画書(第2号様式の1と2)
- ・ 磯子区スイッチON磯子事業収支予算書(第3号様式)

第2号様式の2(第7条)

平成 年度 磯子区スイッチON磯子事業 実施計画書

事業名	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 案 </div>	内訳表	
実施団体			
事業の目的			
事業の内容			
事業の対象者 (印を付ける)	高齢者 障害児・者 子ども・青少年 住民全般 その他()		

年間事業計画(平成 年4月~平成 年3月)

月	日程(回数)	内容	会場	参加者数(人)
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
1				
2				
3				
合計				

第3号様式の1(第7条)

平成 年度 磯子区スイッチON磯子事業 収支予算書

事業名	地域支えあい事業 案	内訳表	1
-----	---	-----	---

(単位:円)

科 目		予 算 額	内 訳 ・ 算 出 根 拠
収 入	スイッチON磯子補助金		
	参加者の会費参加費		
	自治会町内会・地区社協からの助成金		
	その他 ()		
収入 合計			(支出合計と一致させてください)

科 目		予 算 額	内 訳 ・ 算 出 根 拠
支 出	活動費		
	補助対象経費 消耗品費		
	謝金		
	通信運搬費		
	保険料		
	印刷費		
	補助対象経費 合計		(補助金額以上の金額となります)
	その他補助対象外経費		
支出 合計			(収入合計と一致させてください)

第3号様式の2(第7条)

平成 年度 磯子区スイッチON磯子事業 収支予算書

事業名	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">案</div>	内訳表	
-----	---	-----	--

(単位:円)

科 目		予 算 額	内 訳 ・ 算 出 根 拠
収 入	スイッチON磯子補助金		
	参加者の会費参加費		
	自治会町内会・地区社協からの助成金		
	その他 ()		
収入 合計			(支出合計と一致させてください)

科 目		予 算 額	内 訳 ・ 算 出 根 拠
支 出	活動費		
	補助対象 経費 消耗品費		
	謝金		
	通信運搬費		
	保険料		
	印刷費		
	補助対象経費 合計		(補助金額以上の金額となります)
	その他補助対象外経費		
支出 合計			(収入合計と一致させてください)

3 地域支えあい事業の区役所での位置付けその他について



問 16 地域支えあい事業の磯子区での位置づけはどのようになっているのですか？

磯子区役所では、地域支えあい事業を第2期磯子区地域福祉保健計画「愛称：スイッチON磯子II」の共通テーマに設定しています。
共通テーマとは、磯子区の全ての地区で取り組んでいただくテーマの事です。

問 18 地域支えあい事業を進める組織や体制はどのようになっているのですか？

- ①地域においては…
第2期磯子区地域福祉保健計画の各地区の推進組織に、地域支えあい事業の全体的な計画や予算を決める役割を持っていただきます。
- ②区役所においては…
福祉保健課運営企画係が中心になり、高齢・障害支援課等と連携しながら進めてまいります。

問 20 現在、磯子区以外ではどのように行われているのですか？

平成8年から平成16年までは、横浜市全体で足並みを揃えて取り組んでいこうとしていましたが、地域の状況は様々なので、現在は各区が独自に取り組んでいます。



地域支えあい事業は、地域における全ての福祉保健活動の基礎になるものだと考えております。地域の相互扶助活動、つまり自治会町内会活動としても、この事業に取り組んでいきましょう。

また、地域支えあい事業は、大きな広がりを持つ事業であり、災害時の要援護者支援にもつながります。隣近所で互いの様子を気にかけて合う地域であれば、子育てもしやすく、障害のある方にも暮らしやすい、ぬくもりのある町になるだろうと考えています。このような地域を磯子区内に広げて行きたいと思っております。

地域支えあい事業を進めることは、今後ますます進む少子高齢社会へ向けた大きな挑戦です。地域の皆様の取組を区役所も応援してまいりますので、できることから少しずつ取り組んでいきましょう。

磯子区地域支えあい事業の手引き 平成23年●月発行
発行者 横浜市磯子区福祉保健課
〒235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1
電話 045-750-2442 FAX 045-750-2547



問 17 地域支えあい事業への補助金はどのようになっているのですか？

補助金は各地区に交付します(※)。ただし、具体的な活動は、ひとつひとつの自治会町内会といった身近な範囲で行っていただきたいと考えています。

【※補助金の交付先】補助金の交付先は、第2期磯子区地域福祉保健計画の各地区推進組織になります。

問 19 ところで、地域支えあい事業はいつから行われているのですか？

平成7年に磯子区の根岸・滝頭地区でモデル実施し、平成8年から磯子区全体で実施しています。なお、横浜市全体でも平成8年から開始しました。

(案)

磯子区地域支えあい事業の手引き



磯子区地域支えあい事業

平成23年●月 横浜市磯子区役所

1 地域支えあい事業とはどのような事業でしょうか？

問 1 地域支えあい事業とはどのような事業ですか？

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯など支援を要する方々を対象に“見守り・訪問”を行ったり、“食事会・サロン”を開催するなど、地域とのつながりづくりを通じてこれらの方々に支援する事業です。

問 3 見守り・訪問とは、具体的にどのようなことをするのですか？

民生委員・児童委員や自治会町内会の役員等の方が実際に高齢者のお宅を訪問したり、電話で様子をうかがったりします。

また、郵便物の受け取り、雨戸の開閉、電気の点灯・消灯などの日常生活の確認を通じて間接的に安否を確認することも含まれます。

そして、これからは、地域の一部の人だけでなく、身近な近所にお住まいの人たちが、郵便物の受け取りや雨戸の開閉などの日常生活に、さりげなく気配りすることを含めて行きたいと考えています。

このような意識を多くの区民の方々に持っていただきたいと考えています。

問 2 地域支えあい事業を行う背景はなんですか？

無縁社会とまで呼ばれるようになった日本の社会。このまま何もせず、少子高齢化が進めば、孤立して、孤独になる人たちがますます増えてきます。

そこで、身近な地域で暮らし人たちが日常的な見守り・訪問をすることによる安否確認や、食事会・サロンを通じた交流の場づくりなどの活動が重要になると考えています。

問 4 地域支えあい事業を行うと、どのような効果があるのですか？

対象者の方の安否確認といった直接的な効果のほか、地域で活動する様々な団体と自治会町内会とのつながりが密になることや、“向こう三軒両隣”と言われる身近な地域で暮らし住民同士のつながりが密になることが期待できます。

隣近所の方々に見守られているという自覚は日々の生活に安心感を与えてくれるのではないのでしょうか。



2 地域支えあい事業はどのように進めるのですか？

問 5 地域支えあい事業は誰が行うものですか？

第2期磯子区地域福祉保健計画では、この事業に単位自治会町内会として取り組んでいただくことをめざしています。活動の担い手は、民生委員・児童委員、自治会町内会役員、保健活動推進員、友愛活動員等の方々です。

また、多くの区民の方々に“身近な地域にさりげなく気配りをする”という意識を持っていただきたいと考えています。

問 7 対象者はひとり暮らし高齢者だけですか？

かつては、ひとり暮らし高齢者への訪問が強調されていましたが、今は“老老介護”という言葉に代表されるように、高齢者だけの世帯が増えており、高齢者世帯の抱える問題も複雑になっています。

そこで、ひとり暮らし高齢者に限らず、高齢者のみの世帯等も対象に含めてください。

【※食事会等について】

食事会等の対象者は、地域の実情によって異なります。



問 9 “多くの方に参加していただきたい”と言うことは分かりますが、個人情報保護の問題をどのように考えているのですか？

個人情報の取り扱いに対して過敏になっている現状ですので、簡単に答えを出せません。

しかし、“向こう三軒両隣”と言われるご近所さん同士でのお付き合いの中ならば、個人情報保護の問題をクリアすることができているのではないのでしょうか。もちろん、個人のプライベートな情報を安易に他人に話してはいけないことには変わりはありません。

答えを簡単に出すことはできないし、答えが一つではない課題ですので、地域の状況に応じて区役所も一緒になって考えていきたいと思います。

問 6 民生委員・児童委員、自治会町内会役員、保健活動推進員等と一緒に活動しないといけないのですか？

民生委員・児童委員さんだけで活動している地域もあれば、上記の関係者が一緒に活動している地域もあります。かつては、区役所が複数の訪問員で訪問チームを編成して活動することを要請してきましたが、現在はそれぞれの地域での活動方法を尊重しています。

しかし、今後、少子高齢化がますます進みますので、より多くの方に関心を持っていただき、活動に参加していただくことが望ましいと考えています。

問 8 訪問等を実施する回数は決まっていますのですか？

かつては“月1回以上”という目安を区役所が示していた時期もありましたが、現在は訪問回数を定めていません。元気な高齢者の方などの場合は年1回だけお会いすることもあるでしょうし、体調等が心配な高齢者の方の場合は、月に数回訪問することもあると思います。

【※用語について】

かつては“定期訪問”と呼ぶなど、“定期的な訪問活動”というイメージが強かったのですが、今後は“見守り・訪問”に統一してまいります。

問 10 私は民生委員ですが、“民生委員としての訪問”と“地域支えあい事業としての訪問”は違うのですか？

民生委員・児童委員さんにとっては、地域支えあい事業の訪問も、民生委員業務の一部として考えてください。(民生委員活動記録に記録してください。)

磯子区地域福祉保健計画の案内役の「梅さん」



問 11 磯子区内にひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦はどのくらいいるのですか？

住民基本台帳データでは、平成22年3月31日現在で、高齢者(65歳以上)37,141人、ひとり暮らし高齢者は10,390人、高齢者夫婦世帯は7,247人となっています。

ただし、住民基本台帳データ上はひとり暮らし高齢者でも、実際には世帯分離(※)をしたうえで、親子で同居している場合も多くありますので、実際の数はなかなか分からないのが実情です。

【※世帯分離とは】

世帯分離とは、既存世帯の世帯員が住所を異動せずに新たな世帯を設けることをいいます。世帯分離をすると同じ住所に世帯が複数あり、それぞれに世帯主がいる状態になります。



問 12 訪問対象者はどのように把握するのですか？区役所から名簿の提供等がされるのですか？

もともと行政ではひとり暮らし高齢者を正確に把握できないことや(問11参照)、行政機関が保有する個人情報当初の目的以外に使用できないことなどから、現段階では区役所から名簿を提供することはありません。

それぞれの地域で関係者が把握している情報に基づいて訪問対象者を把握されるようお願いいたします。

問 14 訪問したら区役所に報告をするのですか？

- ①『地域支えあい事業 訪問連絡票』
訪問した人は『地域支えあい事業 訪問連絡票(高齢者等連絡票から名称変更)』を区役所へ提出してください。ただし、この連絡票は、初めて訪問する時や対象者に何らかの変化があった時だけ提出してください。
- ②『地域支えあい事業実施報告書』
毎年2月頃に民生委員・児童委員さん(※)から『地域支えあい事業実施報告書』を提出していただき、各地区の推進組織(問17,18参照)でとりまとめたのち、対象世帯数と訪問員数を区役所へ報告していただきます。

※民生委員・児童委員からの報告とする理由は、民生委員・児童委員が受け持ち担当区域を持っているからです。

問 13 全ての対象者を訪問しなければならないのですか？

対象者を正確に把握することは難しいですし、対象者は毎年増え続けますので、できる範囲での活動をお願いいたします。

見守り・訪問活動と並行して、第2期磯子区地域福祉保健計画でお示したように「身近な地域で、さりげない気配りや見守りのあるまちづくり」を地道に呼びかけ、高齢者福祉問題への啓発を進めていくことで、区民の方々が少しずつ力を出してくださるようになれば、多くの方々による見守りを実現できると期待しています。

問 15 初対面となる訪問対象者に対して、何か身分を証明できる物はありますか？

希望する方には『地域支えあい事業 訪問員証』を交付しますので、地区でとりまとめた上で、担当課に申請してください。

希望制とした主な理由は、次のとおりです。

①自治会町内会の活動を通じて既に顔見知りの関係になっている場合には、訪問員証は必要ないと考えました。

②民生委員・児童委員さんは「民生委員・児童委員証」を持っているので、新たに別の証を所持する必要はないと考えました。



『第2期磯子区地域福祉保健計画』策定委員会名簿

平成23年1月25日現在

	所 属	氏名(敬称略)
各種団体代表 (氏名五十音順)	1 磯子区社会福祉協議会当事者団体部会 部会長	上杉 惇
	2 磯子区内障害者施設 代表(1)	小田嶋 悟
	3 磯子区民生委員児童委員協議会 会長	小宮山 滋(兼)
	4 磯子区体育指導委員連絡協議会 副会長	佐藤 孝明
	5 磯子区連合町内会長会 会長	鈴木 伊三雄
	6 磯子区医師会 福祉医療事業部会長	瀧本 篤
	7 磯子区保健活動推進員会 副会長	田辺 実
	8 磯子区内ボランティア・市民活動関係団体 代表(2)	時任 和子
	9 磯子区青少年指導員協議会 副会長	福士 市子
	10 磯子区社会福祉協議会 副会長	吉田 修
地区代表	11 根岸地区 代表	須川 さよ子
	12 滝頭地区 代表	古知屋 多恵子
	13 岡村地区 代表	早乙女 幸男
	14 磯子地区 代表	平戸 栄次
	15 汐見台地区 代表	岡 道子
	16 屏風ヶ浦地区 代表	小宮山 滋(兼)
	17 杉田地区 代表	櫻井 重人
	18 上笹下連合地区 代表	村岡 宗夫
	19 洋光台地区 代表	大平 清子
行政等	20 磯子区内地域ケアプラザ 代表(3)	水越 尚登
	21 磯子区地域振興課長	名木 斉(4)
	22 磯子福祉保健センター長	臼井 進(4)

(: 委員長、 副委員長)

1 いそご地域活動ホームいぶき施設長

2 磯子区 NPO 連絡会事務局長、NPO 法人夢・コミュニティネットワーク代表

3 滝頭地域ケアプラザ所長

4 平成22年4月1日～

『第2期磯子区地域福祉保健計画』策定委員会 事務局名簿

平成23年1月25日現在

所 属		氏 名
1	磯子福祉保健センター 担当部長	斉藤 林福
2	福祉保健課長	戸塚 徳雄
3	運営企画係長	中村 仁
4	運営企画係職員	伊東 秀明
5	同上	近藤 玄樹
6	同上	後藤 與四也
7	同上	伊東 ゆかり
8	健康づくり係長	菅野 美穂
9	高齢・障害支援課長	嘉代 哲也
10	こども家庭支援課長	岡ノ谷 雅之
11	磯子区総務部地域振興課 地域力推進担当課長	平石 浩二
12	地域力推進担当係長	森田 純
13	地域力推進担当職員	田中 さゆり
14	磯子区総務部総務課 総務課長	金子 裕
15	磯子区社会福祉協議会 事務局長	内藤 博昭
16	事務局次長	西谷 大介
17	職員	並木 史江
18	職員	大久保 敦子

磯子区地域福祉保健計画策定委員会設置要綱

制定 平成 16 年 7 月 22 日 磯福第 179 号（区長決裁）

改正 平成 21 年 8 月 19 日 磯福第 885 号（区長決裁）

（目的）

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づき、磯子区の地域福祉保健の推進に関する事項を総合的に定める磯子区地域福祉保健計画（以下「計画」という。）の策定を目的として、磯子区地域福祉保健計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は次の各号に掲げる事項を所掌する。

- （ 1 ）計画の策定に関すること
- （ 2 ）その他必要な事項に関すること

（組織）

第 3 条 委員会は委員 25 名以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- （ 1 ）計画に関係する各分野の関係機関・団体の実務代表者
- （ 2 ）計画に関係する磯子区内各地区の実務代表者
- （ 3 ）行政職員

3 委員会には必要に応じてアドバイザーを置くことができるものとする。

（任期）

第 4 条 委員の任期は委嘱された日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。

（委員長及び副委員長）

第 5 条 委員会には委員長 1 名及び副委員長 1 名を置く。

2 委員長は委員の互選により定める。

3 副委員長は委員長の指名により定める。

4 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 委員会は委員長が招集する。ただし、委員の選任後の初めの委員会は区長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

（関係者からの意見聴取）

第 7 条 委員会は、必要のあるときに会議の議事に関係ある者の出席を求め、その意見又は説明

を聴くことができる。

2 委員会の委員は、必要に応じ、委員会以外の場において関係者の意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月25日横浜市条例第1号)第31条の規定により、委員会は公開とする。ただし、委員会が認めた場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(報告等)

第9条 委員会は、計画の策定状況及び策定内容について区長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、磯子区福祉保健課において処理する。

(委任)

第11条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年8月19日から施行する。

(要綱等の廃止)

2 磯子区地域福祉保健計画推進委員会委員公募要領(平成16年7月22日磯福第179号)は廃止する。